

平成17年11月29日  
 総務省

地方公共団体が所有する施設におけるアスベスト  
 使用実態調査について

総務省では、平成17年8月10日付けで「吹付けアスベスト使用施設及び処理状況の調査」を実施し、今般、調査結果を取りまとめた。

1 調査概要

- ・対象団体： 全地方公共団体
- ・対象施設： 地方公共団体所有の建築物のうち平成8年度以前に竣工（改修工事を含む。）した建築物
- ・対象建材： 吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウール

2 調査結果概要

11月15日までに地方公共団体から報告があった件数。

項 目		箇所数（ 1 ）	構成割合
調査対象施設箇所数		4 1 8 , 2 6 8	-
調査中の箇所数（ 2 ）		3 3 , 5 3 0	-
調査結果が判明した箇所数	A	3 8 4 , 7 3 8	1 0 0 . 0 %
アスベスト未使用の箇所数	B	3 7 4 , 1 5 7	9 7 . 2 %
アスベスト使用の箇所数	C(=D+E+F)	1 0 , 5 8 1	2 . 8 %
うち、除去済み（ 3 ）	D	1 , 6 2 8	0 . 4 %
うち、処理済み（ 4 ）	E	2 , 3 3 6	0 . 6 %
うち、未処理	F	6 , 6 1 7	1 . 7 %

（端数を四捨五入しているため、構成割合の合計が一致しない。）

- 1 「箇所数」は、複数の建築物で構成している施設であっても全体として1つのまとまりとして機能すると判断できる施設については、1箇所と計上（学校、病院、公営住宅等）。
- 2 「調査中の箇所数」は、アスベスト等の疑いがあるため、調査・分析等を行っている箇所数。
- 3 「除去済み」は、アスベストの使用が確認された施設のうち、アスベストを全部除去した箇所数。
- 4 「処理済み」は、アスベストの使用が確認された施設のうち、アスベストが発散、飛散しないよう防止処理（封じ込め、囲い込み）を講じている箇所数。

3 今後の対応

- ・ アスベスト使用が確認され、未処理のうち、ばく露のおそれのある施設を所有する地方公共団体に対しては、速やかに除去、封じ込め等の必要な対策を講じるよう要請。
- ・ 調査中としている施設を所有する地方公共団体に対しては、引き続き調査の実施を要請するとともに、必要な対策を講じるよう要請。